

## 清掃等業務細目

### 1 共通事項

- ア 業務従事者は、清掃の漏れ、所定期間の遅滞等のないようにすること。
- イ 清掃等作業の実施回数は、清掃面積等調書に記載する。
- ウ 清掃面積等調書に記載する清掃等の周期については、合理的な期間を空けて実施することとし、作業実施日時について施設管理担当者と事前協議すること。
- エ 業務従事者は、清掃等業務において必要な訓練等を十分に行い、業務中における傷病、建物・備品等の損傷、火災及びその他の事故が発生しないよう十分に注意すること。
- オ 業務従事者は、来庁者及び職員等に迷惑がかからないよう努め、誠実に作業すること。
- カ 業務従事者は、清掃業務に専念し、必要以外の場所に立ち入らないこと。
- キ 業務従事者は指定の場所以外では、休憩しないこと。
- ク 業務従事者は、建物・設備等に事故、損傷又は不審物等を発見したときは、直ちに施設管理担当者に報告すること。
- ケ 清掃器具及び使用材料は、作業内容や建築材料に最も適したものをを用いること。
- コ 清掃等作業中に建物・設備等を破損させたときは、直ちに施設管理担当者に報告してその指示に従うこと。

### 2 日常清掃

#### (1) 便所及び洗面所

- ア 床は適性洗剤で洗浄して、水拭きすること。
- イ 衛生陶器、鏡、化粧台、流し台、棚等は、適切な方法で洗い拭きし、常に清潔にすること。
- ウ ドア間仕切りは、水拭き及び乾拭きし、特に金属部分は清潔を保持すること。
- エ 衛生消耗品は、使用に支障を来さないよう常に点検補給すること。
- オ 汚物は、容器から取り出して指定の場所に搬出処理すること。

#### (2) 屋内のその他清掃対象箇所

- ア 床面は、モップ又は掃除機等を使用し、ごみ等が散乱しないよう留意して清掃作業を行うこと。この場合、汚れの程度に応じて水拭き又は適性洗剤を用いて、汚損部分を除去すること。
- イ 床が滑る場合は、滑り止液を塗布して転倒防止に努めること。
- ウ 玄関出入り口のドア及びガラスは、乾拭き、水拭き又は適正洗剤の使用により汚損部分を除去すること。金属部分はその金属又はその塗装に応じた清掃を行うこと。
- エ その他の清掃箇所については、常に巡回し適切な処理を行い、来庁者に不快の念を与えないよう清潔を保持すること。
- オ じんかい（紙くず、茶殻等）は、指定の場所に搬出処理すること。

(3) 外構（玄関周り、駐車場等）

- ア 掃き清掃を主として行うこと。
- イ 除草、散水及び簡易な除雪作業を必要に応じて随時行うこと。
- ウ 排水溝のごみ及び汚泥等は、随時除去すること。

(4) ごみ運搬処理業務

可燃ゴミ、不燃ゴミ及び資源物等を回収し、分別確認作業を行ったうえで、所定の場所に集積すること。

3 定期清掃

(1) 便所及び洗面所

- ア 床洗浄及び床ワックス清掃を行うこと。
- イ 除染室内及び地下の便所等については、日常清掃の作業も併せて行うこと。

(2) シャワールーム及び脱衣所

- ア 床は適性洗剤で洗浄して、水拭きすること。
- イ 衛生陶器、鏡、化粧台、流し台、棚等は、適切な方法で洗い拭きし、清潔にすること。
- ウ ドア間仕切りは、水拭き及び乾拭きし、特に金属部分は清潔を保持すること。

(3) 屋内のその他清掃対象箇所

- ア 椅子、テーブル等移動可能なものは移動し、床洗浄及び床ワックス清掃を行うこと。
- イ 床は適性洗剤を用いて洗浄し、床材に適したワックスに滑り止め液を混入して塗布して仕上げること。
- ウ カーペットは、適正洗剤を使用し汚れを除去し、洗剤使用後は十分乾燥させること。
- エ 日常清掃において汚れが除去できない箇所を、適性洗剤で洗浄水拭きする（窓ガラス清掃を含む。）こと。
- オ 壁、天井のほこり等を除去すること。但し、照明器具等の設備に十分注意して清掃すること。
- カ 設置機器及び設備等に損傷を与えないよう十分注意して作業にあたること。

(4) 屋外（玄関周り）

日常清掃において汚れが除去できない箇所を、適性洗剤で洗浄すること。